適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は 控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度			法	
又は連結			人	
事業年度	•	•	名	

空除限度額を超える外	国税額の計算	に関する明細語	書		は 理 信 年度		•		· 名					
	併法人等の控	空除余裕額又は	控除	限度額を	超える外[国税	額のうち当	該	法人のものとみ	ょなさ	れる金	額の計算		
適格組織再編成の別		適格分割・適	格現	物出資										
適格組織再編成の日		•												
被合併法人等の名称	`:			控除名	 余裕額					陰陰陽	度額を	超える外間	国税	 額
			公宝			. ч	当該注人	σ	被合併法人					
被合併法人									等の控除限					
等の事業年		裕額	所得	身金額又	転を受け	ける	とみなさ		度額を超え	人税		転を受り	ける	を超える外
	区 分				事業に係部分の金		る金額		る外国税額					国税額とみなされる金
度又は連結			額	17月1日亚	마기	乙帜						DD 77 ○ Z	区假	額
事業年度							0	3						(7)
							①又は①×	2						⑤又は⑤ $\times \frac{7}{6}$
		1)		2	3		4		(5)		6	7		8
	国 税	円		円		円		円	円		円		円	F.
	道府県民税													
· ·	市町村民税													
	国 税													
	道府県民税 市町村民税													
	国机民税													
•	道府県民税													
	市町村民税	Į.												
	国 税	ļ												
•	道府県民税													
•	市町村民税													
	国 税													
	道府県民税													
· ·	市町村民税													
	国税								-					
	道府県民税 市町村民税													
	川町村氏枕		敷後	の控除全	 松類マは		限度額を超	7 ラ	 る外国税額の言	- 笛				
			IE (X		余裕額	17/21	水 /文献 芒花	-/-			度額を	超える外[国税	額
		当該法人の)控	当該法	人の控	当	該法人の	調	当該法人の	控	当該沒	よ人の控	亚	i該法人の調
当該法人の		除余裕額	7	除余裕	額とみ	整	後の控除		除限度額を	超	除限度	度額を超	整	後の控除限
事業年度又				なされ	る金額	裕	額		える外国税	額		ト国税額 よされる		語額を超える 国税額
は連結事業	区 分										金額	r G 40 0	/ / /	1四7元4页
年度		(前期の別表1 「控除余裕額		(-	4		9+10		(前期の別表 「控除限度?			8		12+13
十 及		「翌期繰越額							超える外国税					
									の「翌期繰越れ	頁」)				
	E 14	9	円	(1	10		(1)	ш	12			13		<u>(14)</u>
•	国 税 道府県民税		円		円			円		円		円		F.
	市町村民税													
	国税	1												
• •	道府県民税								_					
•	市町村民税								_					
	国 税													
	道府県民税								_					
· ·	市町村民税													
	国 税								_					
	道府県民税													
	市町村民税 国税													
	道府県民税								-					
	市町村民税								1					
	国 税	Į.												
•	道府県民税													
•	市町村民税													

第7号の2様式別表3記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第8項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第9条の7 第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人 課税信託の名称を併記すること。
- 3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人 (同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。
- 6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又 は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (21)」の欄の金額を記載すること。
- 8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額®」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦/⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。